

「神奈川県立三ッ池公園を活用する会」 会則

第1章 名称

第1条 本会を「神奈川県立三ッ池公園を活用する会」と称する。

第2章 趣旨及び活動

第2条 本会は地域社会と三ッ池公園の豊かな自然環境との共生関係の保全を図り、三ッ池公園を地域社会の共有資源として活用することを趣旨として活動する。

第3条 本会は、第2条の趣旨に賛同する県民有志のボランティア団体である。

第4条 本会は、前条の趣旨を活かすため、本会に環境探偵団、花壇クラブ、里山クラブ及び雑木林クラブ(以下「クラブ等」という。)を設置して、主に次の活動を行う。

- (1) 定期的な自然観察会、生きもの調べ、レクリエーション活動を通じた文化活動および体験学習
- (2) 分区園の植栽の適正な管理と活用
- (3) 田んぼの米づくりや畑の芋づくり等を通じた環境教育
- (4) 行政への具体的な提言とその実現に向けた活動
- (5) 三ッ池公園内の分区園、田んぼ等のクリーンアップ
- (6) 地域社会と共生する三ッ池公園を目指す環境調査等の実施及び協力
- (7) 園内にて開催される他のイベント等の参加協力
- (8) その他本会の趣旨を達成するために必要な活動

第3章 会員

第5条 会員は、本会の趣旨に賛同する個人とし、第6条で定める所定の手続き及び年会費を納入した人を会員とする。

2 会員は、小学3年生以下の児童が会員になる場合は、保護者が必ず活動時に同伴するものとする。

第6条 会費は年会費とし、前納制とする。

1 入会を希望する人は、様式1に定める加入申込書に必要事項を記入の上、年会費とともに本会クラブ等の代表に提出する。

2 クラブ等の代表は、前項の申込書と年会費を受領した場合は、神奈川県立三ッ池公園を活用する会会員証兼年会費受領書を交付する。

3 会費は次のとおりとする。

500円/人

4 年会費を前納されない場合は、事務局から通告し、納入されなければ退会扱いとする。また、納入した金額は、途中退会しても返還しない。

第7条 会員は、次の活動を行う。

- (1) 年間を通じたクラブ等の活動への自主的な参加及び企画・運営
- (2) 総会における議決権、役員選挙における選挙権ならびに被選挙権を有する。

第4章 役員と職務

第8条 本会の活動が円滑に行われるように次の役員と事務局を置く。

- (1) 会長 1名 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 2名以内 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) クラブ代表 各クラブ等に1名 クラブ代表は、各クラブの活動が円滑に行われるよう年度計画や活動報告等を作成し、常に会員が第4条に定める活動内容を理解して協力できる体制づくりを構築するものとする。また、入会希望者の受付業務を行う。
- (4) クラブ副代表 各クラブ等に1名 クラブ副代表は、クラブ代表を補佐し、クラブ代表に事故ある時は、その職務を代行するものとする。
- (5) クラブ記録担当 各クラブ等に1名 クラブ記録担当は、各クラブが実施した活動内容を報告書としてとりまとめ、神奈川県立三ツ池公園指定管理者(以下「管理者」という。)に報告する。
- (6) 連絡・調整担当 1名 連絡・調整担当は、本会の渉外部門として管理者を含む外部機関等との窓口業務及びクラブ等の連絡調整を担当する。
- (7) 事務局会計担当 1名 会計担当は、年会費等の収支の適正な管理を行い、予算及び決算報告を作成する。
- (8) 会計監査担当 2名 会計監査は、年度決算報告の監査を司る。

第5章 役員等の選出と任期

第9条 会長、副会長、クラブ代表及びクラブ副代表の役員並びにクラブ記録担当、連絡・調整担当、会計担当、会計監査担当(以下「役員等」という。)は、会員の互選により総会で選出する。

第10条 前条で規定する役員等の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠により就任した役員等の任期は、前任者の残期間とする。

役員等は、その任期が満了した場合においても後任者が就任するまで、その職務を司るものとする。

第6章 諸会議

第11条 本会の円滑な活動を図るために次の会議を開く。

- (1) 総会 ・最高議決機関で毎年1回開く。会長が招集する。
- (2) 臨時総会 ・会員の2分の1以上の請求があった場合、会長が招集する。
- (3) 運営会 ・役員等及び会員で構成し、本会の活動方針、課題の解決に向けた取り組み案件等を審議、決定する。原則として毎月定例的に開催するものとする。
- (4) クラブ等振り返り会議 ・クラブ等の活動後の振り返りを参加者全員で行い、進行はクラブ代表が行う。

第12条 総会は、委任状を含めて会員の2分の1以上の出席があれば成立する。議決は出席者の過半数で決める。臨時総会、運営会もこれに準ずる。

第7章 経費

第13条 本会の経費は、会費及び寄付をもってあてる。その会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第8章 慶弔

第14条 会員に慶弔があった場合、役員で協議の上、本会として慶弔の意を表すことができる。

第9章 個人情報の取扱い

第15条 本会の活動で収集した会員等の個人情報（名前、住所、連絡先）は、個人情報保護法に則り適切に管理する。

2 収集した個人情報は、収集した目的に限り使用するものとする。

第10章 会則の変更

第16条 会則の変更は、役員会の議決を経て総会出席者の過半数以上の賛成を得なければならない。

(付則)

この会則は、2023年4月1日から施行する。